

人事訴訟等事件の家庭裁判所への移管について

- 司法制度改革に向けた全司法の「政策と要求」補足 -

2002年2月10日

全司法労働組合

(一) はじめに

司法制度改革審議会は、2001年6月「司法制度改革審議会意見書－21世紀の日本を支える司法制度」(以下「意見書」という)を政府に提出しました。そして、政府は、意見書を受けて、国会に司法制度改革推進法案を提出し、同年11月9日、司法制度改革推進法が成立しました。この意見書は、21世紀の司法制度改革の方向性を考える上で重要な役割をもつものであり、その中で、家庭裁判所・簡易裁判所の機能の充実が提起され、離婚や家庭関係事件(以下「人事訴訟等事件」)の管轄を家庭裁判所に移管することが示されています。

私たち全司法労働組合は、裁判所の実務を担う職員の立場から、意見書のもつ積極的な「民主的司法」実現のための改革の方向性については支持をするものです。しかしながら、今回の人事訴訟等事件の家庭裁判所移管の提案は、現在の家庭裁判所の実務からの要請というよりも、むしろ地方裁判所の「専門裁判所への特化」と「迅速」処理の視点からすすめられ、また、長年培ってきた家庭裁判所の理念と相反する部分も生じてしまうのではないかという懸念を抱かざるを得ないのも事実です。私たちは、裁判所を利用する国民の立場をふまえつつ、人事訴訟等事件の家庭裁判所移管が、これまでの家庭裁判所の理念と調停制度の利点を形骸化させることなく、むしろ、より充実させる方向でなければならないと考えています。

また、言うまでもなく、人事訴訟等事件の家庭裁判所移管にともなって、それを支える家庭裁判所調査官や書記官等の家庭裁判所職員的大幅な増員、庁舎施設の充実・整備は不可欠であり、家庭裁判所調査官等の研修制度を充実させることも重要です。これらが、あわせて検討されることが必要であり、移管の前提であることが認識されなければなりません。

私たちは、家庭裁判所調査官をはじめとする裁判所で働く実務家の意見を集約して、以下の要求・提言を行うものです。これらが国民のための民主的司法制度の一助となれば幸いです。

(二) 基本的要求

1 家庭裁判所に移管する事件の範囲について

人事訴訟等事件が家庭裁判所に移管される場合、まず、家庭裁判所調査官をはじめとする家庭裁判所職員的大幅な増員や施設等の整備拡充が実現することが前提とされなけれ

ばなりません。その上で、同一事件について同一裁判所で手続をとれるようになるという国民の利便性に配慮すれば、離婚などの人事訴訟事件、親子関係存否確認など解釈上人事訴訟に属する事件については、家庭裁判所への移管を検討する余地があります。

しかし、人事訴訟の訴えの原因である事実によって生じた損害賠償請求事件は、離婚訴訟の中で未成年者などの福祉のため後見的、職権的に関わる必要性が求められるものとは異なり、当事者の主張立証に基づき判断していくという当事者主義を従前どおり維持していくべき性質の事件ですので、家庭裁判所に移管することの合理性は認められません。

また、遺産分割に関する訴訟事件については、さまざまな視点から議論を重ねる必要があります。性急な判断をすべきではありません。たとえば、遺産の範囲や遺言書の効力などの前提問題をはじめとする遺産分割関連訴訟について、家庭裁判所において一括処理することが当事者のニーズに^{かな}適うことから移管すべきとの立場、逆に一括処理に配慮するのであれば、遺産分割事件そのものを地方裁判所に移管することも視野に入れて検討すべきだとの立場、そして、遺産分割関連訴訟は、当事者主義的運用により訴訟構造の中で扱うべき事件なので、現行どおりの管轄を維持すべきとの立場などがあり、時間をかけて十分議論を重ねる必要があります。

2 移管された場合の家庭裁判所調査官の関与について

(1) 訴訟手続きにおける家庭裁判所調査官の関与

今回の司法制度改革審議会の意見書において、人事訴訟等事件を家庭裁判所に移管する大きな理由として、家庭裁判所調査官の専門的知見を人事訴訟に活用することが挙げられています。家庭裁判所調査官は、裁判所の中でも家庭裁判所だけに配置されている職種で、人間関係諸科学の専門的知識を背景に、当事者や関係人への面接調査（カウンセリング的な調整も含む）を中心に、現地に出張して行う面接や環境調査、関係機関との連絡調整など、幅広い活動を職務内容としています。このように家庭裁判所調査官は、その活動の幅の広さや機動性が特徴とされますが、調査を支えているのは、心理学、教育学、社会学などの専門的知見を、司法の枠組みに生かすべく蓄積されてきた独自の技術です。家庭裁判所調査官の活動を、人事訴訟等事件の処理にも生かすとすれば、これまで培われてきた家庭裁判所調査官の専門性を否定することなく、家庭裁判所調査官の関与が当事者の福祉にかなうよう運用されることが必要です。

具体的には、人事訴訟における家庭裁判所調査官の関与は、離婚にともなう親権、監護権の帰属等の家事審判事項に限定するべきです。不貞行為の存否の吟味や主張の明確化など、本来当事者が主張し、裁判官が判断すべき点について、家庭裁判所調査官の活動の機動性のみに注目して安易に活用するとすれば、現在行われている家庭裁判所調査官の専門的な職務内容が変質し、結局は人事訴訟等事件を家庭裁判所に移管した意味は失われることとなるでしょう。家事審判事項の中でも、子の福祉に関する分野を中心に、家庭裁判所調査官の関与が検討されるべきです。

また、家庭裁判所調査官は裁判所の調査機構としての職権探知を担っているのですか

ら、家庭裁判所調査官に対する証人尋問は認められるべきではありません。

(2) 訴訟手続きにおける調査結果の開示について

調査結果の開示は、家庭裁判所調査官の行う調査の秘密性の保持にかかわる問題であることから慎重に検討する必要があります。そして、この開示の問題を検討するにあたっては、訴訟段階における調査と調停における調査とを峻別して考えることが必要になります。

家庭裁判所における調停は、当事者が自分に不利な情報も含めて本音を出して話し合うことにより解決を見出す手続きです。調停段階での調査結果が、訴訟段階において開示、利用されることになれば、当事者は本音を出すことができなくなり、調停による解決の基盤が崩れてしまいます。したがって、調停時に作成された調査報告書は、人事訴訟において利用することは認めるべきではありません。

訴訟手続きにおいて作成した調査報告書の開示においては、開示すると子の福祉を害するような情報、開示すると当事者に危害が加わるおそれのある情報、第三者から非開示を前提として得られた情報等は、非開示とする必要があることを具体的に明記すべきです。

3 関連する手続きについて（執行手続への提言）

関連する手続として、養育費等の金銭債務の履行確保制度を見直し、充実させることが必要です。

現在の履行勧告あるいは履行命令の制度では、強制力がないことなどから十分な成果が得られないことも多く、また強制執行を行うには煩雑な手続が必要であることなどから当事者の負担が大きくなっています。このため、せっかく調停や審判で決まったことが活かされず、権利者が泣き寝入りせざるを得ない場合が少なからずあります。家庭裁判所の機能充実を検討するにあたって、扶養料等の支払いに関する制度について抜本的に見直しをはかるべきです。強制執行手続を簡易化するだけでなく、養育費等の支払いを確実にするための給与からの天引き制度、税金徴収に併せた取り立ての制度など、根本的な制度改革の検討を進めるべきです。

4 家庭裁判所の家庭裁判所調査官等職員の大幅増員及び施設の充実について

現在、全国の地方裁判所が受理する人事訴訟事件は年間約1万件に及んでいることから、移管に伴って家庭裁判所は約1万件の事件の増加が見込まれます。公正で迅速な処理のために、事件増に見合う人的・物的資源の充実が必要です。

まず人員の問題ですが、家庭裁判所では、平成12年4月に導入された成年後見制度によって、増加の一途をたどる成年後見関係事件処理に忙殺されており、現在の人員をもって人事訴訟等事件の処理にあたることは不可能です。人事訴訟等事件を担当する裁判官・書記官・事務官の大幅な増員は当然として、人事訴訟手続に関与することになる家庭裁判所調査官についても大幅な増員が必要です。また、当事者を対立当事者の暴力から保護す

るために、家庭裁判所においても、地方裁判所と同様に警備担当部門を設置し、法廷警備体制を整備することが不可欠であり、さらには逐語録作成のために速記官の配置も必要です。

次に、家庭裁判所の施設については、次のような点が指摘できます。人事訴訟等事件の移管に伴い、法廷の設置・整備が必要となりますが、調停室や調査室等を削減して法廷を配置するといった場当たりのな対処を行うのではなく、法廷棟の増築を行うことが必要です。そこには当事者のプライバシーに配慮した待合室の設置や、子どもの調査のための児童室等の設置が必要です。また増員に伴う執務室の増設も不可欠であり、当事者や職員の利用しやすい施設の拡充をはかるべきです。

(三) 審議内容、立法作業の公開について

現在、すでに進行している法制審議会の審議内容をはじめとする人事訴訟移管に関する全ての審議内容及び立法作業等については、積極的に国民に情報公開するとともに、広く国民的に意見を聴取し、国民的な論議を行う手続を保障するべきです。また、家庭裁判所調査官等の家庭裁判所で働く実務家からの意見を聴取し、十分参考にして立法作業を行うことが必要です。あわせて裁判所唯一の労働組合である全司法労働組合と、労働条件等を含めた協議を積極的に行うことを求めるものです。

以 上